

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定

〃

○ 〃

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の休止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定

〃

○ 都市計画事業の事業計画の変更認可

都市計画課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

〃

○ 政治団体の解散

〃

○ 資金管理団体の名称等の公表

〃

目次

○ 資金管理団体の届出事項の異動
○ 資金管理団体の指定取消し

担当課（室）

〃 〃

◎岡山県告示第八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

川辺薬局

倉敷市真備町川辺一七九七―三

平成二十九年一月三十一日

◎岡山県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年二月十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
古松屋薬局月田店	真庭市月田6827-1	H29.1.1

◎岡山県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
備前市	備前市東片上126	備前市国民健康保険市立日生病院	備前市日生町寒河2570-41	H29.1.11

◎岡山県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
備前市	備前市東片上126	備前市国民健康保険市立日生病院	備前市日生町寒河2570-41	H29.1.11

◎岡山県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の休止の届出があった。

平成二十九年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
居宅介護支援事業者	サンキ・ウエルビー株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	サンキ・ウエルビー居宅介護センター社内	玉野市迫間2074-1 ニヤテックスビル203号	H28.12.31

◎岡山県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成二十九年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設している施術者

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
西 日出雄	ふくろう整骨院	勝田郡勝史町勝間田35-3	H29. 1. 19

◎岡山県告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十三年八月九日付け岡山県告示第四百五十七号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市	施行者の名称	岡山県南広域都市計画道路事業 三・三・岡三百十一 大元二日市町線	事業の種類及び名称	事業施行期間 平成二十三年八月九日 から 平成三十五年三月三十 一日まで	事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
-----	--------	--	-----------	--	-------------------------------------

〔四九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人郷内村

三 代表者の氏名

豊田 智

四 主たる事務所の所在地

倉敷市林一一四〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、問題を抱えている地域住民に対して、通所介護等の事業及び食事サービス・高齢者及び障害者の移送サービスに関する事業を主に行い、保健・医療及び福祉の増進に寄与することを主たる目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年二月十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県岡山市第五支部

和氣 健

藤田 瑛次

岡山市北区田中六二二一四

○

平成二九・一・二四

自由民主党岡山県岡山市第二十三支部

吉本 賢二

平田 潤一

〃 〃 津島福居二一〇一七

○

〃 〃 一・一六

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

1 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類（第一号）

届出年月日

幸福実現党岡山第2 田部 雄治

田部 雄治

瀬戸内市邑久町宗三二四一三

衆議院議員

平成二九・一・一三

選挙区支部

幸福実現党岡山第5 加藤 健太

加藤 健太

総社市真壁六一五一

衆議院議員

〃 〃 一・一二

選挙区支部

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

いづな洋平後援会

宗本 康紀

飯網 浩二

〃 〃 苫田郡鏡野町寺元一六五五

平成二九・一・一一

永徳省二後援会

永徳 省二

永徳 栄里子

〃 〃 赤磐市桜が丘東二二一六四一

〃 〃 一・一九

大森しんじ後援会

大森 進次

利守 豊司

〃 〃 五・五一一一三

〃 〃 一・一六

さとうたけし後援会

霜門 勲

佐藤 武

〃 〃 桜が丘西九一六一八

〃 〃 一・二五

柴田正志後援会
松島幸一後援会
光成よしみつ後援会
光吉ひとし後援会
村上祐二後援会
和田ひろのぶ後援会

井原敬典
八田健二
松島幸一
鳥越幹司
光成良充
清野正道
植木俊司
小林淳子
村上祐二
和田広宣
和田佐紀

真庭市若代四〇〇一
久米郡美咲町久木一〇〇
赤磐市桜が丘西三一―九
苫田郡鏡野町真加部三七九
久米郡美咲町大坪和東一四二―一
美作市豊国原二一〇―一

〃
〃
〃
〃
〃
〃
一・二四
一・二五
一・二二
一・二七
一・二三
一・二六

◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年二月十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県衆議院支部	平沼 赳夫	会計責任者の氏名	福井 慎二	西岡 純子	平成二九・一・六

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党津高支部	斉藤 行義	主たる事務所の所在地	岡山市北区津高七九三―一	岡山市北区富吉一七四―一	平成二八・一二・一
明日の赤磐を創る会	鈴鹿 尚史	代表者の氏名	鈴鹿 尚史	澤 健	平成二九・一・二五
安藤功後援会	安藤 稔	〃	安藤 稔	福原 貞夫	〃 一・二〇
〃	〃	会計責任者の氏名	木村 善人	安藤 稔	〃 〃
内海けんじ後援会	古川 忠雄	代表者の氏名	古川 忠雄	和田 孝行	〃 〃
大月健一後援会	林 建樹	会計責任者の氏名	大塚 和式	藤原 柰二	平成二八・九・一八
片田八重美後援会	田 潤優一	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町下斎原七一八	苫田郡鏡野町上斎原八八〇	平成二九・一・一八
左居喜次後援会	武中 邦嘉	代表者の氏名	武中 邦嘉	海内 利夫	〃 一・二二
〃	〃	会計責任者の氏名	谷本 泰則	内田 登	〃 〃
さとう武文後援会	植田 行茂	代表者の氏名	植田 行茂	塩見 眞澄	平成二八・一二・一
〃	〃	会計責任者の氏名	藤原 一郎	花房 弘	〃 〃
市政を良くする会	森 敬一	代表者の氏名	森 敬一	木村 桂子	平成二九・一・一七
正 喜 会	石垣 美雉子	〃	石垣 美雉子	石垣 正夫	平成二八・一一・九
全国小売酒販政治連盟岡支部	多田 駿	会計責任者の氏名	真治 憲之	岡野 勉	平成二九・一・二五

山県支部	拓道会	中山忠明後援会	林としひろ後援会	藤澤正則後援会	本山こうじ後援会	吉田とおる後援会
渡邊知典	岡本善弘	林敏宏	磯田満男	磯田満男	有元充	吉田徹
〃	主たる事務所の所在地	〃	代表者の氏名	〃	〃	会計責任者の氏名
渡邊江美	美作市林野三二七―二	岡山市中区門田屋敷一―九―四二	磯田満男	磯田満男	有元充	吉田純子
渡邊和子	美作市林野四四八―一	岡山市中区門田本町二―一―三二―二〇	鹿島正道	鹿島正道	岡本敏徳	植野善久
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一・二六	一・一八	平成二八・一二・二三	平成二九・一・二二	平成二九・一・二二	平成二八・一二・三一	平成二九・一・二四

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十九年二月十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

石垣正夫後援会

横内久明

平成二八・一二・三一

國士塾

山本弘樹

〃 一二・二五

柴田聖和後援会

三宅政雄

平成二九・一・一八

正喜会

石垣美雉子

平成二八・一二・三一

正風会

横内久明

〃 〃

羽場純三後援会

川上盛男

〃 〃

光成よしみつ後援会

光成良充

平成二九・一・二七

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十九年二月十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大森進次	赤磐市議会議員	大森しんじ後援会	赤磐市桜が丘東五―五―一―一三	平成二九・一・一六
光成良充	赤磐市議会議員	光成よしみつ後援会	桜が丘西三―一―一九	一・二七
和田広宣	美作市議会議員	和田ひろのぶ後援会	美作市豊国原二二〇―一	一・二四

◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年二月十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

澤 健	さわ けん	と温かいま公職の種類	赤磐市長	赤磐市議会議員	平成二八・九・三〇
-----	-------	------------	------	---------	-----------

ちを作る会

林 敏 宏	林としひろ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市中区門田屋敷一―九―四二	岡山市中区門田本町二―一―三二―二〇	〃	一二・二三
-------	----------	------------	-----------------	--------------------	---	-------

三

◎岡山県選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。

平成二十九年二月十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

なくなった年月日

石垣正夫

正喜会

平成二八・一一・九

光成良充

光成よしみつ後援会

平成二九・一・二七